重要：必ずお読みください

～住居確保給付金の受給が決定された方へ～

１　住居確保給付金受給中の義務（求職活動）

◆　求職活動の要件と提出書類
常用就職（※1）を目指し、以下の求職活動を行う方が対象となります。

提出書類は、記入例を参考に記載し、指定期日までに提出してください。
活動を怠り、報告書の提出がない場合、支給を中止することがあります。

	要　　件	提出書類
1	原則月に４回以上、港区生活・就労支援センターに面接・電話等による支援を受ける	参考様式９ 「求職活動等状況報告書」
2	月に２回以上ハローワークにおける職業相談、紹介等を受ける	参考様式６ 「職業相談確認票」
3	週に１回以上の企業等への応募または企業との面接	参考様式７ 「常用就職活動状況報告書」

※１　雇用契約において、期間の定めがない又は６か月以上の雇用期間が定められているもの

２　受給中に常用就職した場合は届出が必要です

◆　支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は６か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を港区生活・就労支援センターへ提出してください。様式は、区のホームページからダウンロードが可能です。

◆　「常用就職届」を提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、港区生活・就労支援センターに提出してください。

３ 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

住居確保給付金の支給期間が終了する際に一定の要件を満たしていれば、３か月間を２回まで延長することが可能です（最大９か月）。

【要件】

①　求職活動を行っていたこと

②　世帯の収入と預貯金等が一定額以下であること

住居確保給付金の支給期間の延長又は再延長を希望される場合は、支給期間の最終月の世帯の状況が次の表の収入および資産要件を満たすかご確認ください。

（表１）

収入要件

申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額（Ｃ 収入基準額）以下であること。

※収入には、定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りを含む。

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし、交通費支給額は除く）。

※自営・フリーランスの場合、事業収入（経費を差し引いた控除の額）。

世帯人数	Ａ 基準額	Ｂ 家賃額 （上限額）	Ｃ 収入基準額 （基準額＋家賃額） ※家賃額は左の額を上限とする
１人	９２，０００円	６９，８００円	１６１，８００円
２人	１３９，０００円	７５，０００円	２１４，０００円
３人	１７２，０００円	８１，０００円	２５３，０００円
４人	２１４，０００円	８６，０００円	３００，０００円
５人	２５５，０００円	９１，０００円	３４６，０００円
６人	２９７，０００円	９１，０００円	３８８，０００円
７人	３３４，０００円	９７，０００円	４３１，０００円

（表２）

資産要件

申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金等の額が次の表の金額（「資産基準額」）以下であること。

※資産には、預貯金、現金、債権、株式、投資信託を含む。

※負債がある場合、金融資産とは相殺しない。

世帯人数	資産基準額
１人	５５２，０００円
２人	８３４，０００円
３人以上	１，０００，０００円

上記要件を満たし、支給期間の延長を希望する場合は、支給期間の最終月の末日まで（土日祝の場合は直前の平日）に、同封した「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）」を提出してください。

（※）提出方法は、毎月末日までに報告する求職活動報告書類（１ページの１「住居確保給付金の義務」に記載）と併せて、港区生活・就労支援センターで面接を受ける際に提出してください。

４　支給額を変更できる場合があります

◆　住居確保給付金対象住宅の家賃が変更された場合

◆　収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合

◆　受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、港区生活・就労支援センターの指示により同一自治体内での転居が適当な場合

　港区生活・就労支援センターに申請書を提出する必要があります。家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類をご用意のうえ、港区生活・就労支援センターにご連絡ください。

５　住居確保給付金を中止する場合があります

◆　求職活動を怠り、報告書を港区生活・就労支援センターに送付することを怠った場合

◆　現在の住宅を退去した場合（大家からの要請の場合、港区生活・就労支援センターの指示による場合を除く）
転居する場合は、必ず事前に港区生活・就労支援センターに連絡してください。

◆　常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が、以下の「収入基準額」を超えた場合（原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止となります。）

◆　支給決定後、虚偽の申告等不適正な受給に該当することが明らかになった場合

◆　受給者及び受給者と同一の世帯に属するものが暴力団と判明した場合、禁固刑以上の刑に処された場合、生活保護を受給した場合

◆　上記のほか、受給者の死亡、支給することができない事情が生じた場合

６　住居確保給付金の再支給について

◆ 住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して１年を経過し（※）、次の①または②のいずれかに該当すれば、再支給を受けられる場合があります。

① 常用就職後に本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで解雇、廃業となった場合
住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、住居確保給付金の支給終了後に会社の都合で解雇その他事業主の都合による離職となった場合。または、住居確保給付金を受け、業務上の収入を得る機会が増加したあとに、本人の責めに帰すべき理由や個人の都合によらないで廃業となった場合。
（※最後に住居確保給付金の申請をした日が令和６年３月３１日以前であって、住居確保給付金の支給が終了した後に解雇その他事業主の都合による離職になった場合は、支給終了してから１年を経過している必要はありません。）

② 給与又は業務上の収入が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合
住居確保給付金を受け、給与または業務上の収入を得る機会が増加したあとに、個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合。

７　住居確保給付金を徴収する場合があります

住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

【問い合わせ先】
港区生活・就労支援センター
電話：０３－５１１４－８８２６（土日祝除く、８：３０～１７：１５）
住所：〒１０６－８５１５
港区六本木５丁目１６番４５号 麻布地区総合支所３階